

分別基準について（平成 18 年環境省令第 35 号、18 年 12 月 1 日改正）

主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万 kilograms の自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 濡れていないこと。
5. 結束され、又は圧縮されていること。
6. 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）が混入していないこと。
7. 紙製のふた以外のふたが除去されていること。

以上